

## 令和6年度 埼玉県産業振興公社海外展示会出展支援事業補助金 Q & A

Q 1 – 1：個人事業主ですが、応募できますか。

A 1 – 1：対象となります。なお、1年以上の事業歴が必要です。

Q 1 – 2：NPO法人ですが、応募できますか。

A 1 – 2：本事業ではNPO法人は対象となりません。

Q 1 – 3：法人格を持たない複数の企業のグループですが、応募できますか。

A 1 – 3：代表1社（者）が事業経費の執行管理を全て管理する場合は応募できます。

Q 1 – 4：これから創業する予定ですが、応募できますか。

A 1 – 4：少なくとも1回以上の確定申告を行っていることが応募の条件となります。

Q 2 – 1：海外のバイヤー向けに国内で開催される展示会への出展は対象になりますか。

A 2 – 1：対象なりません。本事業の支援対象は、海外で開催される展示会への出展のみです。

Q 2 – 2：補助対象期間のみの事業計画は対象になりますか。

A 2 – 2：補助対象期間（令和6年4月1日～令和7年2月末）のみ実施する事業計画は対象なりません。将来にわたる継続的な海外販路開拓の取組が対象となりますので、少なくとも3年程度の事業計画を策定してください。

Q 2 – 3：輸出代行や出展代行を使用しても対象になりますか。

A 2 – 3：対象になります。

Q 3 – 1：交付決定日までに申し込んだ展示会は対象になりますか。

A 3 – 1：対象になります。ただし、令和6年4月1日から令和7年2月末までに開催されるものに限ります。

Q 3 – 2：交付決定日までに徴収した見積もりは対象になりますか。

A 3 – 2：対象になります。

Q 3 – 3：補助対象期間中の経費であれば、補助対象期間前又は期間後に支払った経費でも補助対象になりますか。

A 3－3：対象外です。令和6年4月1日から令和7年2月末までの期間に支払っていることが確認できる経費が対象となります。

Q 3－4：商談会、直売会は対象になりますか。

A 3－4：対象外です。

Q 3－5：宿泊費は対象になりますか。

A 3－5：対象外です。

Q 3－6：E Cサイト出展初期登録費は対象になりますか。

A 3－6：対象外です。

Q 3－7：越境E C自社サイトの構築にかかる費用は対象になりますか。

A 3－7：対象外です。

Q 3－8：渡航用に購入したスーツケースは対象になりますか。

A 3－8：対象外です。他の用途との区分が難しい経費は、対象と認められない可能性が高いため、注意してください。

Q 3－9：同一期間内に、本補助金と国や県の他の補助金を重複して利用することはできますか。

A 3－9：同一内容・同一費目に対する本制度以外の補助事業との重複利用は認められません。

Q 3－10：輸出代行費用や出展代行費用は補助対象経費になりますか。

A 3－10：輸出代行費用や出展代行費用は、展示会出展経費となるので補助対象となります。

Q 3－11：展示会に出展せず、PRツールの製作のみの場合、申請できますか。

A 3－11：補助対象とは認められません。展示会の出展は必須となります。

Q 4－1：事業計画の中で、どのような点が審査されますか。

A 4－1：①事業計画の妥当性

（目的と手法の合致、事業スケジュールの具体性・妥当性、目標設定、発展・継続の可能性）

②推進体制の妥当性（担当人員、組織体制、財務状況など）

③出店する国・地域の妥当性（市場の有望性など）

④出品する商品の妥当性（市場ニーズ、優位性）

⑤本補助事業で見込まれる効果

⑥初めての海外出店、先例のない画期的な取組などを総合的に審査します。

Q 4 – 2 : 事業計画の策定で注意すべき点はありますか。

A 4 – 2 : 事業計画の策定に当たっては、各国の禁制品、輸送できない物、展示会に出展できない物に抵触しないよう、また、出展先国で知的財産系を侵害しないよう、御確認をお願いします。禁輸品等の確認にあたっては、下記のホームページや展示会募集HP等をご確認ください。

#### ●禁制品の確認

ジェトロHPで各国の貿易管理制度が確認できます。

<https://www.jetro.go.jp/world/trade.html>

#### ●郵送できない物の確認

日本郵便HPで輸送禁止物品が確認できます。

- ・郵送禁止物品

<https://www.post.japanpost.jp/int/use/restriction/airmail/index.html>

- ・国・地域別情報（国際郵便条件表）

<https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/>

#### ●知的財産権の確認

輸出国先の知的財産権の確認にあたっては、公社が運営する INPIT 埼玉県知財総合支援窓口の無料カウンセリングをご利用ください。

- ・INPIT 埼玉県知財総合支援窓口

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/saitama/>



#### ●海外展示会の基礎知識について

初めての海外見本市のために～出展のポイント～

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/j-messe/column/pdf/exhibition\\_point.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/j-messe/column/pdf/exhibition_point.pdf)

#### ●その他実施計画の策定について

産業振興公社取引支援グループでは、事業計画の策定のアドバイス等を実施しています。お気軽にご相談ください。

- ・海外ビジネス相談窓口

(TEL : 048-647-4086 / E-Mail : [sbsc@saitama-j.or.jp](mailto:sbsc@saitama-j.or.jp) )

Q 4 – 3 : 交付申請書に添付する「補助事業に要する経費の積算根拠資料」はどういったものですか。

A 4 – 3 : 見積書、料金表、カタログパンフレットなど、補助対象経費の金額を算出するために使用した資料を添付してください。

Q 4 – 4 : 面接やプレゼンはありますか。

A 4 – 4 : 書面による審査のみとなります（取り組む内容を漏れなく事業計画書に記載してください。）。

※必要に応じて、公社から問い合わせことがあります。

Q 5 – 1 : 交付決定した金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える補助金はもらえますか。

A 5 – 1 : 交付決定した金額が補助金の上限となります。仮に交付決定額が30万円だった場合、実際に支出した補助対象経費の2分の1が50万円となったとしても、補助額は30万円までとなります。

Q 5 – 2 : 補助金はいつもらえますか。

A 5 – 2 : 補助金は補助対象事業終了後、精算払いとなります。その間の資金は補助対象者自身で確保してください。事業完了後、実績報告書を公社へ提出していただき、内容審査及び確定検査を実施し補助金額を確定します。その後、補助金請求書を公社へ提出いただいた後、約2週間後に指定された金融機関口座に振込む予定です。

Q 5 – 3 : 補助金交付要綱に、補助事業終了後5年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じる必要があるとの記載がありますが、どのようにすればいいのですか。

A 5 – 3 : 必要に応じて、公社が別途指示する方法により対応していただきます。

Q 5 – 4 : 事業は令和7年2月までなのに5年間の調査に応じる必要があるのはなぜですか。

A 5 – 4 : 国・県税を原資とする補助金の効果を適切に把握するためです。

Q 6 – 1 : 本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。

A 6 – 1 : 本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

公益財団法人埼玉県産業振興公社 取引支援グループ  
電話： 048-647-4086 E-mail： [sbsc@saitama-j.or.jp](mailto:sbsc@saitama-j.or.jp)